

太宰府市住居確保給付金 Q&A

【家賃補助編】

Q.相談から支給までの流れについて教えて欲しい。

A.

【1. 相談】

住居確保給付金の相談や申請は「太宰府市生活支援課生活支援係」で受け付けております。制度のご説明のため、申請書は来所時にお渡ししています。来所予約を受け付けますので、まずは事前に生活支援課生活支援係にお電話ください。

【2. 申請書類の提出】

申請書のほか、収入状況、資産状況が分かる資料、本人確認書類の写し等を提出いただきます。

【3. 審査】

太宰府市役所で審査を行います。

不足している書類の提出を求める場合がございますので、予めご了承ください。

【4. 支給(不支給)決定】

支給(不支給)決定通知書を生活支援課生活支援係で交付します。(支給の場合は支給額もあわせて通知します。)この際、受給期間中の求職活動の流れ、定期的に提出が必要な書類の内容等について説明を行います。支給決定後、支給額を家主、管理会社等の口座に直接振り込みます。

【5. 求職活動】

支給が決定した方は、下記のとおり求職活動を行う必要があります。

- ①月4回以上、生活支援課生活支援係の面接等の支援を受ける。
- ②月2回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受ける。
- ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける。

Q.給付金の支給までどのくらい期間がかかるのか。

A.

申請書と必要な書類を全て提出いただいてから(不足なく揃ってから)、要件を確認し、給付金の支給決定を行います。給付金の入金まで4週間程度かかります。

太宰府市住居確保給付金 Q&A

Q.住居確保給付金の支給額はいくらか。(支給額の考え方について)

A.

1 次の③「収入額」が①「基準額」以下の場合

支給額は、②「家賃額」(家賃が上限額を超える場合は上限額)になります。

2 「収入額」が「基準額」を超える場合

支給額は、上限額を最大として、

「基準額」+「家賃額」(実際の家賃額)－「収入額」で計算した額になります。

①「基準額」

法令や国の通知に基づき、世帯員の数に応じて額を定めています。

例えば単身(1人)世帯の場合、基準額は「8万1千円」です。

②「家賃額」

共益費等を含まない家賃額です。

世帯員の数に応じた上限額があり、家賃が上限額を超える場合は、上記1及び2のとおり支給額の計算に適用されます。

例えば単身(1人)世帯の場合、上限額は「3万2千円」です。

③「収入額」

申請月の世帯全員の収入の合計です。詳細は「Q11」をご確認ください。

[例1] 単身世帯で家賃が5万円、申請月の収入が8万1千円以下の場合

⇒支給額 3万2千円(上限額)

[例2] 単身世帯で家賃5万円、申請月の収入が11万円の場合

8万4千円+5万円－11万円＝2万4千円

⇒支給額2万4千円

[例3] 単身世帯で家賃10万円、申請月の収入が11万円の場合

8万4千円+10万円－11万円＝7万4千円

⇒支給額3万2千円(上限額)

※「収入額」が「基準額」と「家賃額」(家賃が上限額を超える場合は上限額)の合計を超える場合は、住居確保給付金の支給対象となりません。

※「収入額」が「基準額」を超えるときは、支給額が調整される場合があります
(一部支給)(例2参照)

※世帯人員ごとの基準額や家賃額の上限額は「太宰府市住居確保給付金のご案内」をご覧ください。

太宰府市住居確保給付金 Q&A

Q.賃貸契約書の借主(名義人)が本人以外の者になっているが、支給対象になるか。

A.

原則として、賃貸借契約書の借主(名義人)が、本人又は同居している世帯員になっていることが必要です。

また、同居している世帯員が契約名義人になっている場合は、契約書に居住者として本人が記載されていることが必要です。

契約名義人が居住されていない場合には、それに至った経緯や家主の許可、家賃の支払者等を確認し、支給を検討することになります。

Q.「店舗兼住宅」を賃借し自営業を行っているが、住居確保給付金の支給対象となるか。

A.

「住宅」に関する部分の家賃については、支給対象となります。

契約書に「店舗」部分と「住宅」部分が区別されて記載されていればその「住宅」部分が対象となり、そのような記載がなければ面積按分等を行って「住宅」部分を対象とすることになります。

ただし、店舗兼用住宅の家賃の全額を事業経費としている場合や賃借人が法人である場合は、支給対象となりません。

Q.対象者の要件のうち「休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある。」とは、どのような状態か？

A.

社会経済情勢の変動等により当該個人の意思にかかわらず、雇用主や発注元から勤務日数や就労機会の減少を余儀なくされた場合を指すもので、例えば以下のような場合が想定されます(以下は例示)。なお、「同程度」は、勤務日数や勤務時間が全くなかったことまで求めるものではありません。

[例1]スポーツジムが一部休業することとなり、週4～5日活動していたところ週2～3日程度以下となったスポーツジムインストラクター

[例2]参加予定であった海外からのゲストを招いた2週間のイベントが自粛のため中止となったフリーの通訳者

[例3]アルバイトを2つ掛け持ちしていたが、景気の悪化により1つの事業所が休業となり、シフトがなくなった者

[例4]災害等により宿泊のキャンセルが相次いだ旅館業を営む者

太宰府市住居確保給付金 Q&A

Q.離職・廃業と同程度の確認方法(添付書類)は？

A.

雇用労働者の場合は、勤務日数や勤務時間の減少が確認できる書類が必要です。例えば、雇用主から提示されたシフト表などがそれにあたります。

個人事業主においては、店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類や、請負契約により収入を得ている場合は、注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類等になります。

以上のような書類がない場合は、「申立書」(様式があります)に、勤務日数や勤務時間、店舗の営業日や営業時間が減少したことなど、収入が減少した具体的内容を記載して、提出していただきます。

Q.フリーランスで暮らしており、仕事が激減した。住居確保給付金の対象か？

A.

対象になります。

なお、フリーランスや自営業の方については、本人の意向や状況に応じ、現在の就業形態を維持しつつ、それに加えて、例えば、アルバイトなどの短期的な雇用で当面の生活費をまかなうといったことも検討いただきますが、現在の就業を断念していただくものではありません。

Q.学生は住居確保給付金の対象か？

A.

基本的に対象になりません。

ただし、世帯の生計維持者として、就労しながら定時制や夜間大学等に通っている方が離職・廃業や減収し、新たな就労先を目指す場合等には、対象になります。また、児童養護施設を出て大学に通う学生など、事情により親を頼ることができず、扶養に入ること等もできないため、生計維持者として学費や生活費等を自ら賄っていた場合等については例外的に住居確保給付金の対象となります。

Q.申請時にハローワークの求職申込が必要なのか。

また、自営業をしている(減収中)場合も求職活動をする必要はあるのか。

太宰府市住居確保給付金 Q&A

A.

離職・廃業された方については、住居確保給付金の申請時にハローワークの求職申込又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口での求職申込を行っていただくことが必要です。

また、支給期間中は、下記①～③の求職活動を行うことが必要です。

① 毎月2回以上、ハローワーク又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口のどちらかで職業相談を受けること

② 毎月4回以上、太宰府市生活支援課生活支援係での就労に関する面談を受けること（最低 1 回は対面相談が必要。）

③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること

なお、企業等に雇用されている方、配達パートナー等の実質労働者の方、経営相談窓口で求職活動等を行うことが適当と助言等を受けた方については、上記①～③の求職活動を行っていただくことが必要です。

自営業をしている（減収中の）方については、住居確保給付金の申請時に経営相談先へ経営相談の申込を行っていただくことが必要です。

また、支給期間中は、下記①～③の自立に向けた活動を行うことが必要です。

① 毎月1回以上、経営相談先での経営相談を受けること

② 毎月4回以上、太宰府市生活支援課生活支援係での就労に関する面談を受けること（最低 1 回は対面相談が必要。）

③ 毎月1回以上、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うこと

※経営相談の申込において、経営相談先から公共職業安定所等で求職活動を行うことが適当と助言等を受けた場合は、離職・廃業された方と同様の求職活動を行っていただくことが必要です。

Q.支給額を決定する際の「収入」とは、何を指すのか？（範囲、考え方）

A.

・「収入」とは、『給与等収入（給与収入・事業収入）』、『定期的な給付』等を指します。

また、臨時的な給付金等については「収入」として算定しません。

・給与収入については、総収入から交通費支給額を差し引いた後の金額を「収入」として取り扱います。（社会保険料や所得税等については控除しません。健康保険料、年金保険料等を差し引かれる前の額が「収入」となります。）

・自営業による収入は、経費を差し引いた後の金額が、「収入」となります。

・『定期的な給付』とは、継続的に支給されるものを指します。たとえば、雇用保険の失業等給付、公的年金や健康保険の傷病手当金、親族等からの継続的な仕送り等については定期的に支給される給付金にあたるため、「収入」として取り扱います。

・一方、定期的に支給される給付金等のうち、特定の目的のために支給される手当や給付（児童扶養手当、特別障害者手当、奨学金等）や、労災保険の休業給付、各種保険金につい

太宰府市住居確保給付金 Q&A

ては「収入」として算定しません。

証明書等により、客観的に子の養育という特定の目的のために支給される養育費も「収入」として算定しません。

・22 歳以下かつ就学中の子の就労収入については、「収入」として算定しません。

Q.支給対象者の要件に「金融資産の合計額が、一定額以下である」とあるが、「金融資産」の範囲とその額を教えて欲しい。

A.

「金融資産」は、世帯全員の「預貯金、現金、債券、株式、投資信託」の合計額になります。

また、その額は以下のとおりです。

世帯員の数 預貯金と現金の合計

1人 48.6万円以下

2人 73.8万円以下

3人 94.2万円以下

4人以上 100.0万円以下

Q.以前、住居確保給付金を受給したことがあるが、再び受給することはできるか。

A.

これまで、一度給付金の受給が終了した方は、①その後に「雇用主の都合により新たに解雇された場合」のみ再び受給することができましたが、令和5年4月の制度改正で、②受給終了後に「就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、前回の支給から1年が経過している場合」も、再受給ができるようになりました。

ただし、前回の住居確保給付金の受給終了後に給与又は給与以外の業務上の収入を得る機会の増加等により、収入基準額以上の収入があったことが要件となります。

※コロナ特例による再支給は令和5年3月末で終了しました。

なお、平成 26 年度以前の制度である「住宅手当」「住宅支援給付」のみを受給したことがある場合は、特に制限はなく、住居確保給付金を受給することができます。

太宰府市住居確保給付金 Q&A

【転居費用補助編】

Q.相談から支給までの流れについて教えてください。

A.

【1. 受付】

転居費用補助の相談や申請は「太宰府市生活支援課生活支援係」で受け付けております。

【2. 相談】

まずは、太宰府市生活支援課生活支援係(14 番窓口)で家計改善のための相談支援を実施します。相談者の経済状況をお聴きし、現在居住している物件から家賃が安い住宅に引っ越すことで、家計の改善につながるかどうか判断します。

相談後に、申請書類を提出していただきます。

【3. 転居先の物件探し】

転居先の物件探し、賃貸契約、現居住物件の解約、運搬会社の手配等を行ってください。

【4. 追加書類の提出】

転居先が決まったら、転居費用が分かる見積書などを提出いただきます。その他、転居先物件の管理会社に記載いただく書類もございます。

【5. 審査】

書類が全て揃ったら、太宰府市で審査を行います。

【6. 支給(不支給)の決定】

支給(不支給)決定通知書を生活支援課生活支援係で交付します。

支給の場合は、支給額もあわせて通知します。

支給額は管理会社や運搬会社等の口座に直接振り込みます。

※申請後に初期費用や運搬費用をご自身(親族、知人含む)などが立て替えて支払った場合は補助金の支給ができません。

Q.給付金の支給までどのくらい期間がかかるのか。

A.

支給決定後、約 10 営業日後に管理会社や運搬会社の口座に振り込みます。なお、相談・申請から支給(不支給)決定までにかかる目安は、下記をご参考ください。

①家計改善について相談する(約1週間)

②物件探し、賃貸契約、運搬会社の手配など(約3週間)

③見積書等の提出(約1週間)

④審査、支給(不支給)決定(約1週間)

④振込(約 10 営業日)

太宰府市住居確保給付金 Q&A

Q.転居費用補助の対象経費を教えてください。

A.

対象となる経費、ならない経費は下記のとおりです。

その他ご不明な場合は、生活支援課生活支援係にご相談ください。

【対象となる経費】

- ①転居先への家財の運搬費用
- ②転居先の住宅に係る初期費用(礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料)
- ③ハウスクリーニングなどの原状回復費用
(転居前、転居先の住宅に係るハウスクリーニング)
- ④鍵交換費用

【対象とならない経費】

- ①敷金
- ②契約時に払う前家賃
- ③家財や設備(風呂釜、エアコン等)の購入費

Q.転居費用の支給額上限を知りたい。

A.

太宰府市内に引っ越す場合は、下記のとおりです。

1人世帯 96,000 円

2人世帯 114,000 円

3人世帯 123,000 円

4人世帯 123,000 円

5人世帯 123,000 円

※6人世帯以上は、生活支援課へお問い合わせください。

Q.今住んでいる賃貸住宅から、実家へ引っ越したいが対象か。

A.

実家等、転居先が賃貸物件でない場合も、家計が改善すると認められた際は、補助の対象となる可能性があります。

転居先の住宅に係る初期費用が掛からないときは、転居前の原状回復費や、家財の運搬費用を補助します。

太宰府市住居確保給付金 Q&A

Q. 今住んでいる場所がネットカフェであるが対象か。

A.

現在、居住している場所がネットカフェ等の場合も、ネットカフェ滞在に係る費用の削減により、家計が改善すると認められた場合、転居費用を補助できる可能性がありますので、まずはご相談ください。

Q. 転居後に申請はできるのか。

A.

転居後の申請はできません。必ず、転居前に生活支援課生活支援係にご相談ください。また、申請後に初期費用や運搬費用をご自身(親族、知人含む)などが立て替えて支払った場合も、補助金の支給ができませんので、ご注意ください。

Q. 家賃が安い引っ越し先が見つからない。

A.

費用の面などで、引っ越し先が見つからない方は、「居住支援法人」の利用もご検討ください。居住支援法人は、物件の紹介等の入居支援、入居後の見守りや相談を行う法人です。(福岡県 HP「居住支援法人をお探しの方へ」)

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shienhojin.html>

Q. 他都市から太宰府市に引っ越したい。又は太宰府市から他都市に引っ越したい。

A.

・現在、他都市に居住している場合は、太宰府市で申請できません。現在地の自治体に申請ください。

・現在、太宰府市に居住している場合は、太宰府市に申請してください。なお、他都市に引っ越す場合は、支給額の上限が転居先の市町村が設定する額になります